

事務連絡
平成21年2月23日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）
結核対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

結核医療の基準に関する疑義について

結核対策の推進に当たっては、日頃から格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、結核医療の基準の全部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第16号）が、平成21年1月23日に公布され、同年2月1日に施行されたところであります。
本基準について、これまでに頂いている質問に対する回答をとりまとめましたので、
ご参照下さい。

○照会先

厚生労働省健康局結核感染症課
結核対策係 大鶴、桑澤
TEL:03-5253-1111 (内2381)
FAX:03-3581-6251

Q 1 平成21年2月1日以前に公費負担の承認を受けた者に対して、同年2月1日以降に赤血球沈降速度検査を行った場合、同検査は公費負担の対象となるか。

A 1 公費負担の対象とはならない。

Q 2 潜在性結核感染症の診断に当たっての検査は、公費負担の対象となるか。

A 2 感染症法第37条の2に係る公費負担の承認期間は、保健所が公費負担申請書を受理した日を始期とするため、それ以前に行われた医療（同検査を含む）については、結核医療の基準に規定されていても、公費負担の対象とはなり得ない。

Q 3 潜在性結核感染症の診断及び治療中に行ったCT検査は公費負担対象となるか。
また、検査回数や撮影枚数等に制限はあるか。

A 3 結核医療の基準の第1の1の(2)及び(3)の「エックス線検査」には、単純エックス線検査とCT検査が含まれるため、公費負担の対象となる。ただし、公費負担の申請前に行われた同検査の取扱いについては、A2のとおり。

なお、検査回数や撮影枚数については、医学的に必要性が認められる範囲であれば制限はない。

Q 4 核酸増幅法による菌検査については、公費負担の対象となるか。

A 4 一般に核酸増幅法は治療の経過観察には用いないこと等を踏まえ、結核医療の基準として記載していない。従って、感染症法第37条の2の公費負担の対象とはならない。

Q 5 断層撮影及びMRIはエックス線検査に含まれるか。

A 5 断層撮影は含まれるが、MRIは含まれない。

Q 6 「副作用の早期発見のために必要な検査」とあるが、具体的にどのような検査が公費負担の対象となるのか。

A 6 副作用の早期発見のため医学的に必要と認められる検査（血液検査、眼科検査、耳鼻科検査等）であれば、公費負担の対象となる。

Q 7 患者票の医療の種類のD欄に「副作用の早期発見のために必要な検査」がないが、追記してよいか。

A 7 D欄の「A～Cに必要なX線検査及び菌検査」に含める。

Q 8 「2月ないし6月」、「4月ないし6月」の解釈は。

A 8 2月から6月という意味である。「4月ないし6月」も同様である。